觸留

天保九年　分冊ノ二

814
10

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

36.12.22

国立国会図書館　　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

一 元服用所有来ハ本ニ三ヶ所ノ切手ヲ以五締ニ成
先遣ニ用之ニ節ヒ其道ニ本ニ渡沖坂之成ル
毎持ニ場所ニ水用之ニ任ス雲ニ方ニ合ル矢来
可ニ成ル

一 中藏所ニ於ル鞠所ニ于ニ用ス其書所ニ有ニ来ハ本ノ
ノ切ニ大ニ消ス照ハ南部丹波ニ成ル又合ル矢来
可ニ成ル

一 仲間ニ於ル御金所河岸ニ於ル行ニ成ル
来ニ于ル所ニ付ニ合掛ニ於ル金ニ出ル用有ニ方ニ於ル死向
ニ於ル三行ニ為ニ成ル三ヶ所ニ四ヶ所ニ用有ニ来ル本ノ
所ニ用ス有ニ方ニ有ニ来ハ本ノ切ニ御ニ蝋ニ遣ス
金所横所ニ於ル三ヶ所ニ於ル横所ニ於ル三ヶ所ニ於ル矢来
ニ於ル遣ス先遣ニ用ス方ニ命ヒ之ニ道ニ可ニ成ル
所ニ於ル御道ニ可ニ成ル有ニ御ニ之ニ可ニ成ル

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

除

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

除

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

御成御前日　御前日夜日為相体下ゟ候
還御之前ニ右同行ニ可仕候
御右御前夜日夜後之外　御覆申ニ候
火焚初夕ニ右同行為相仕候　御用之ニ前ニ為相
体下ゟ候

一　御成　還御之前　御門男女ニ
御成他所之ニ一切ニ御門男女ニ

大間ニ平伏仕女ニ成之ニ候ニ御上ニ
御成之前ニ通ニ右ニ御座下ゟ候
御座ニ候ニ右ニ御座下ゟ候

一　御成
還御　御前日御道前所之ニ御座下ゟ
中ニ御座候ニ御座下ゟ候

一　御前之御

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

但　御用事件も重複共二階上ゆへ上ゆ候
奥無用ニ仕候

一　右所用ニ付
御成御前日夕七ツ時ニ近ニ富元昭三日迄ニ用意
高岐ニ当時浪所ニ付人見ニ付人
御成右所ニ近一切火焼ニ七ツ時ニ
還御ニ御成右同ニ可仕候

一　御見通ニ右成御家ニ大ニ手通ニ于ニ外ニ成ニ此ニ毎ニ高人ニ候
御成
還御ニ御前日　御前日ニ為相成可申候
右ニ御見通ニ御用ニ至ニ同日ニ合ニ入ニ高可ニ御勤
卯三月
右ニ通ニ御成ニ申ニ最ニ候之
天保四卯年三月廿六日
美濃部
名ニ
平沼印

除

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

陳

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

小

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

除

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

右ハ[illegible]

卯四月

右ハ道[illegible]

天保十四卯年四月廿[illegible]

[illegible]年[illegible]

右[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

卯四月

右ハ道[illegible]

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

一籠城り

右四月廿日夜四十時四日市以書役所兵神田横
大工所ゟ持和門口　御意休陽所ゟ共一回
暁九八十時ゟ

右ゟ通御脇内以猪方出行ゟ者宰領有
法道前以用名ゟ名相新て其通名有右道前
所ゟ居ゟ無して相通

右ゟ通法南御奉行所ゟ御徳少日能ゟ不
御任事ゟ可申通

卯四月

右ゟ通法御年畏ゟ

天保十四卯年四月十日

南北神田小口
年中書名之左

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

院原右ハ一稿ニ

右ハ通ニ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右ハ通ニ[illegible]

天保十四年四月十日

北方神田小口

[illegible]

右同ニ七

口渡

小口ニ年番

名[illegible]

日光

御象[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

右岩櫻　御諸願ニ為
御使奉ニ右ニ江戸家
出立同昔夕　御道筋ニ通西ノ御神田ニ御留会
此ノ西ノ丸ニ大手ニ此ノ通西ノ丸ニ城
右通ニ為ニ往返ニ御ニ入ニ其ニ文ニ無ニ御ニ渡ニ南
御ニ行ニ前ニ御ニ御ニ為ニ道筋ニ御ニ帰ニ於ニ方ニ本ニ命
通ニ右ニ文ニ無ニ御ニ結
右通ニ御ニ渡ニ其ニ畏ニ御ニ之
道筋ニ御ニ渡ニ其ニ代
[illegible]

右筋ニ行　ニ達
日光
御ニ参詣　御ニ番ニ為ニ御ニ渡ニ御ニ右ニ格
手ニ内ニ右ニ之ニ御ニ前ニ御ニ書ニ御ニ為ニ御ニ渡ニ御ニ無ニ御
同ニ下ニ法被
一　薩地ニ浴ニ中ニ而ニ人ニ天ニ字ニ襟ニ矢野ニ申
文字ニ渡ニ接ニ

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

反内中無用之任に左刀等に限る為無用に長刀
持ちの木長刀持ちて申し候若し内及し長刀
持ち者於有しハ急度申し付候

一 獅子頭に御相定に著しかし一切接申事候ハ
和尚乱道に道場に門に為獅子頭太鼓と来
被ゆへ大塚手組御し和尚乱去障り候れ
候者有し由相中子ニ而来ル十四日和尚乱し

節右に仕方有しかして千刻に為無用候し
書刻に下に若干道ハ後ニ至ハ家を月行
事ニ入組各を迄急度申し付候

一 右道年に右觸に候ハ今に神輿獅子頭等
練内道ハ御理ニ而し族有しかや古中子
不有に候し内和尚乱御し則限同日ニ而
三為若ニ而し者有しハ古獅に若ニ而右に

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

古文淳書曰

草書本類

一 和漢繪本軍書之類

但冊數多々且總方之分書曰之廣也

今淳以越兼為書出有之淳者自今之全

草好紙十給好紙是有名之手段改仕都為

繪本之仕立以分十個分以其所因語下曰

[illegible]

一 戲作曰

繪本著述之所都為性質拙語之廣也

[illegible]

一 繪人物欲類

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用